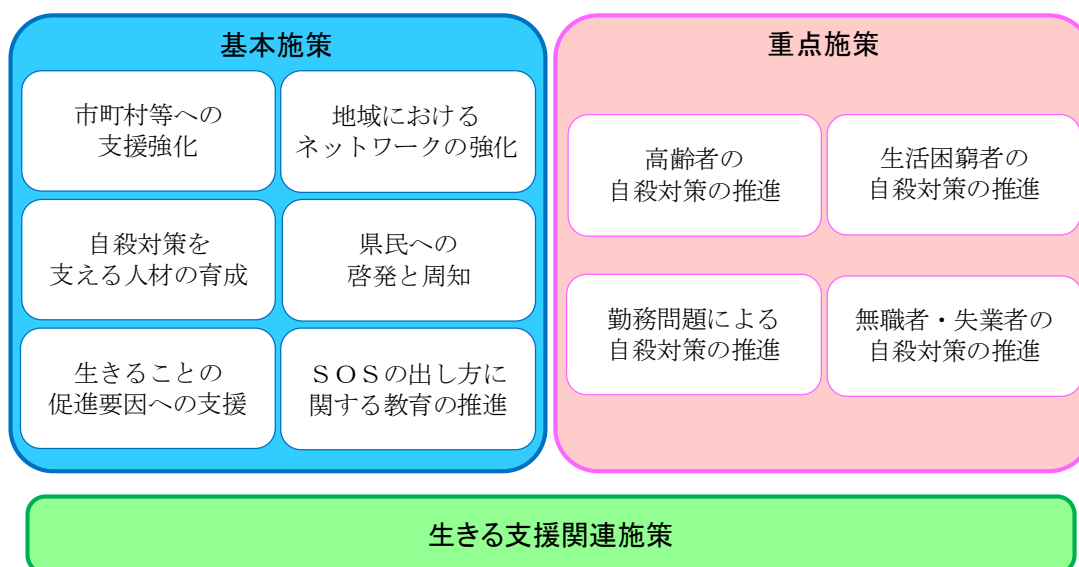


第5章 いのち支える自殺対策における取組

自殺対策の本質は生きることの支援にあることから、「いのち支える自殺対策」として、「誰も自殺に追い込まれることのない沖縄の実現」を目指します。

本県における自殺対策は、全国的に実施されることが望ましいとされる6つの「基本施策」と、本県の自殺の特徴を踏まえ、特に強化すべき取組とされる4つの「重点施策」、自殺対策に資する庁内の関連事業をまとめた「生きる支援関連施策」で構成しています。



1 基本施策

(1) 市町村等への支援の強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のためには、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが求められており、平成28年4月の基本法の改正により、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされました。また、平成28年4月に策定された「地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱」にて、都道府県及び指定都市は全ての市町村等において、地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターを設置することとされたことを踏まえ、沖縄県自殺対策推進センターを設置し、国の自殺総合対策推進センター、総合精神保健福祉センター、保健所等と連携し、市町村の自殺対策計画の策定に関する支援や事業に対する相談支援、技術的助言等をし、地域レベルの実践的な取組への支援を強化します。

ア 自殺対策計画の策定に関する支援

自殺対策推進センターが中心となり、保健所と連携して、市町村自殺対策計画に必要な情報収集、分析、提供等をするとともに、進捗管理・検証等への支援を行います。(地域保健課、保健所)

イ 市町村及び民間団体等への支援

市町村及び地域の民間団体等が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援、技術的助言について、保健所と連携をしながら支援を行います。(地域保健課、保健所)

ウ 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等

自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について市町村等を指導するとともに、自殺未遂者及び自死遺族等支援について市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて保健所等と連携しながら当該市町村等に対して適切な指導又は助言等の支援を行います。(地域保健課、保健所、総合精神保健福祉センター)

【参考】 沖縄県自殺対策推進センターについて

本県においては、平成30年4月に沖縄県保健医療部地域保健課に沖縄県自殺対策推進センターを設置しました。当該センターは、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを目的としています。

また、当該センターは、管内のエリアマネージャーとして、国の自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、保健所と緊密な連携を図りながら、管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行います。

(2) 地域におけるネットワークの強化

「いのち支える自殺対策」の推進のためには、地域の実情に沿った自殺対策を保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の連携の下、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

ア 自殺対策連絡協議会・県機関連絡会議の開催

本県では、自殺対策を総合的に推進するため、平成20年に自殺総合対策行動計画を策定し、全県的な取組の推進のための「自殺対策連絡協議会」、全庁的な取組の推進のための「県機関連絡会議」を開催しています。

「いのち支える自殺対策」を更に推進していくためにも、今後も継続して会議を開催し、各関係機関の取組の共有、課題等に対する新たな施策等について、協議を行っていきます。(地域保健課)

イ 連携ツール等の作成及び活用

保健・医療・福祉・教育・労働・法律等、幅広い分野が連携し、切れ目のない支援体制を構築し、適切な支援を円滑に受けられるようにするため、共通の相談票等のツールを作成、活用していきます。(地域保健課)

(3) 自殺対策を支える人材の育成

直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上だけでなく、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成するため、幅広い分野での自殺対策教育や研修等を実施し、いのち支える自殺対策の実現を目指します。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及、ゲートキーパーの養成に取り組み、県民一人ひとりが支えあう地域づくりを目指します。

ア かかりつけ医等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関、支援策に関する知識の普及を図ります。(総合精神保健福祉センター、医師会)

イ 一般救急医療従事者等の精神症状に対する初期診療に関する資質向上

救急医療の現場において、自殺未遂をはじめ、自殺のハイリスク要因

とされる精神疾患等に対し、標準的な初期診療を行うため、医学的知識や対応及び精神科医療へのつなぎ等、技術の向上を図ります。(地域保健課)

ウ 地域保健スタッフの資質向上

市町村等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を実施します。(地域保健課、総合精神保健福祉センター、保健所、沖縄県公認心理師協会)

エ 産業医の資質向上

職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業医等の資質向上のための研修等に取り組みます。(医師会、産業保健総合支援センター)

オ 教職員の資質向上

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方教育、子どものSOSへの大人の対応についての研修等を行い、理解を促進します。(総合精神保健福祉センター、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、沖縄県公認心理師協会)

カ 様々な分野でのゲートキーパーの養成

専門職に関わらず、より多くの県民が、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、市町村、学校、民間団体等が開催する会議・研修等へゲートキーパー養成講師を派遣します。(地域保健課、沖縄県公認心理師協会、精神保健福祉士協会、産業カウンセラー協会)

(4) 県民への啓発と周知

平成28年4月の基本法改正により、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されることが明記されるとともに、自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務も改正されました。また、国及び地方公共団体としても、国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について、新たに規定されました。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、

危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、県民の理解の促進を図る必要があります。

県民の理解と関心を深めることとともに、ゲートキーパーとしての行動化を促進するため、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であること、周りにいるかもしれない自殺を考えている人に気づき、寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという県民一人ひとりの役割等について、意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業に取り組みます。

ア 啓発グッズ等の作成及び活用

自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせ、ポスターの掲示や相談窓口カードの配布、パネル展等による啓発を行います。各種啓発グッズ等については、市町村や教育機関、各関係機関へ配布し、相談窓口の周知を図ります。(地域保健課、保健所)

イ メディアを活用した啓発活動

自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせ、広報誌、新聞、ラジオやテレビ、SNS等、各種メディアを活用し、自殺対策に関する取組の周知やゲートキーパーの役割等について、一人でも多くの県民に周知できるよう努めます。(地域保健課)

(5) 生きることの促進要因への支援

平成29年7月に閣議決定された大綱の基本理念において自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとされました。

本県では、生きることの促進要因への支援という観点から、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

ア 自殺未遂者支援体制整備

自殺未遂者は自殺のハイリスク群であり、自殺の再企図を防ぐため、医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も自殺未遂者の抱える様々な社会的な問題への重層的・包括的な支援が必要です。

自殺未遂者が必要に応じて適切な医療を受けられるよう、救急医療関係者等への研修や、救急医療機関、行政、警察、消防等を含めた有機的な連携体制の構築を目指します。(地域保健課、保健所)

イ 自死遺族の自助グループ等の運営支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自死への偏見による遺族の孤立の防止や自死遺族の心を支える活動などの事後対応も重要です。

遺族を対象とした分かち合いの会等の運営支援をはじめ、講演会や相談担当者のための手引きの配布等を行い、自死遺族の回復を支援します。(総合精神保健福祉センター)

ウ 自死遺児の支援体制整備

自死遺児は、大人の参加する自助グループ等に参加しづらい場合や保護者がいない場合も考えられます。

児童生徒の継続的な心のケアのためのスクールカウンセラー等の配置や養護教諭等への研修、自死遺児の一時保護や社会的養護のための施設を整備し、自死遺児が回復するための支援体制の整備に取り組みます。(県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、青少年・子ども家庭課)

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっています。基本法においても、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれ、命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことが求められています。

健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、SOSの出し方に関する教育の推進に取り組みます。(県立学校教育課、義務教育課、保健体育課)

【基本施策の評価指標】

指標	現状 (2017年)	目標 (2026年)	備考 (出典等)
自殺対策計画を策定している市町村数	2市町村	41市町村	県調査
自殺対策連絡協議会の開催数	年1回	年1回以上	県実施事業
県機関連絡会議の開催数	年1回	年1回以上	県実施事業
連携ツール(相談票等)の作成	—	完成及び運用	県実施事業
援助希求への抵抗を感じる者の割合	34.9% (2014年)	24%以下 (30%減)	県民意識調査
自殺に関する相談窓口の認知度	いのちの電話 48.3% (2014年)	66%以上	県民意識調査
ゲートキーパーの認知度	8.4% (2014年)	30%以上 (大綱より)	県民意識調査
自殺未遂者支援を行っている医療機関の割合*	89%	維持・増加	医療機能調査
SOSの出し方に関する教育を実施する公立小中学校	—	全校実施	県調査

※自殺未遂者の来院がありと回答した医療機関のうち、院内または院外の機関と連携して心のケアを実施していると回答した医療機関の割合。